

核医学診断／治療に関する特掲診療料の施設基準等

第 13 放射線治療 ホウ素中性子捕捉療法の施設基準

ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算の施設基準

ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和 6 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 6 号)

告示	通知
<p>6の2 ホウ素中性子捕捉療法の施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に当該療法を行うにつき必要な医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>(3) 当該療法を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p>	<p>第 84 の 2 の 5 ホウ素中性子捕捉療法</p> <p>1 ホウ素中性子捕捉療法に関する施設基準</p> <p>(1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。</p> <p>(2) 関連学会が認定する常勤の医師が 1 名以上配置されていること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料 2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、一回線量増加加算、強度変調放射線治療 (IMRT)、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算、ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができるが、遠隔放射線治療計画加算に係る常勤の医師を兼任することはできない。</p> <p>(3) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師が配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、一回線量増加加算、強度変調放射線治療 (IMRT)、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療医学管理加算、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。</p> <p>(4) 放射線治療における機器の精度管理、照射計</p>
<p>6の3 ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算の施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に当該療法の適応判定を行うにつき必要な医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該療法の適応判定を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p>	
<p>6の4 ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算の施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に当該医学管理を行うにつき必要な医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該医学管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>(3) 当該医学管理を行うにつき必要な機器を有していること。</p>	

画の検証、照射計画補助作業等を専ら担当する者（診療放射線技師その他の技術者等）が 1 名以上配置されていること。なお、当該担当者は、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療医学管理加算、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る担当者を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料 2 における技術者との兼任はできない。

- (5) 当該療法を行うために必要な次に掲げる機器、施設を備えていること。
- ア ホウ素中性子捕捉療法装置
 - イ 治療計画用 CT 装置
 - ウ ホウ素中性子捕捉療法計画システム
 - エ 照射中心に対する患者の動きや臓器の体内移動を制限する装置
 - オ ホウ素中性子捕捉療法装置での中性子計測の放射化法に適した検出器及び併用する水ファントム又は固体ファントム
- (6) 当該療法に用いる医療機器について、適切に保守管理がなされていること。
- (7) 当該療法の実績を 10 例以上有していること。
- (8) 関係学会から示されている指針に基づき、当該療法が適切に実施されていること。

2 届出に関する事項

ホウ素中性子捕捉療法の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 52及び様式 79 の 1 の 4を用いること。

第 84 の 2 の 6 ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算

1 ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算に関する施設基準

- (1) 関連学会が認定する常勤の医師が 1 名以上配置されていること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料 2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、一回線量增加加

算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算、ホウ素中性子捕捉療法、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができるが、遠隔放射線治療計画加算に係る常勤の医師を兼任することはできない。

- (2) ホウ素中性子捕捉療法に係るキャンサーボードについて、以下のいずれかを満たしていること。

ア 当該保険医療機関において「がん診療連携拠点病院等の整備について」に準拠したキャンサーボード（手術、放射線診断、放射線治療、化学療法、病理診断及び緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換、共有、検討、確認等を行うためのカンファレンスをいう。以下同じ。）が開催され、当該キャンサーボードによって、当該保険医療機関で当該療法を受ける患者に対して、ホウ素中性子捕捉療法の適応判定等が実施される体制を有すること。なお、当該キャンサーボードについては、月に1回以上開催されており、手術、放射線診断、放射線治療、化学療法、病理診断及び緩和ケアの分野に携わる専門的な知識及び技能を有する医師のうち3分野以上の医師が毎回出席していること。

イ 連携体制のあるがん診療連携拠点病院のキャンサーボードに、当該保険医療機関の医師が参加することによって、当該保険医療機関で当該療法を受ける患者に対して、ホウ素中性子捕捉療法の適応判定等が実施される体制を有すること。

2 届出に関する事項

ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式79の1の4を用い

ること。

第84の2の7 ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算

1 ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算に関する施設基準

- (1) 関連学会が認定する常勤の医師が 1 名以上配置されていること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料 2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、一回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算、ホウ素中性子捕捉療法、ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができるが、遠隔放射線治療計画加算に係る常勤の医師を兼任することはできない。
- (2) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）が 2 名以上配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、一回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、ホウ素中性子捕捉療法及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料 2 における技術者との兼任はできない。
- (3) 放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等を専ら担当する者（診療放射線技師その他の技術者等）が 1 名以上配置されていること。なお、当該担当者は、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、ホウ素中性子捕捉療法及び

画像誘導密封小線源治療加算に係る担当者を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料 2 における技術者との兼任はできない。

(4) 放射線治療に専従の常勤の看護師が 1 名以上配置されていること。なお、当該常勤の看護師は、外来放射線照射診療料に係る常勤の看護師を兼任することはできない。

2 届出に関する事項

ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 79 の 1 の 4 を用いること。